

議第7号

高山市特別会計条例の一部を改正する条例について

高山市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

学校給食費特別会計を廃止するため改正しようとする。

高山市特別会計条例の一部を改正する条例

高山市特別会計条例（昭和39年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校給食費特別会計</u> <u>学校給食事業</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学校給食費特別会計に属する出納は、令和8年5月31日までに閉鎖し、決算する。この場合において、歳入歳出差引不足額又は残額が生じた場合は、高山市一般会計でこれを引き継ぐ。